

おいしい水懇話会の公開に関する取扱要領

この要領は、おいしい水懇話会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、おいしい水懇話会（以下「懇話会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 会議の公開

懇話会の会議については、原則公開とする。

ただし、会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合などは、必要に応じて非公開とすることができる。

2 公開の方法

- (1) 会議の公開は、傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- (2) 傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。
- (3) 会議を公正・円滑に運営するため、別紙「おいしい水懇話会傍聴要領」により、会場の秩序維持に努めるものとする。

3 会議開催の周知

懇話会は、公開で行う会議を開催するに当たっては、原則として、当該会議が開催される日の2週間前までに、開催日時、会議名、議題、開催場所、傍聴の定員及び手続、問い合わせ先等を千葉県営水道ホームページに掲載する。

4 会議録の公開

- (1) 会議録の公開については、発言者名は記載しないこととし、発言要旨を掲載する。
- (2) 会議録の内容は、事前にメンバーに確認し、了承の得られた後に公開する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

別紙

おいしい水懇話会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記等の配慮が必要な方は、会議開催の10日前までに、事務局にお申し出ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事務局の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。